

## A I 活用画像コンテンツ生成業務 仕様書

### 1 業務の名称

A I 活用画像コンテンツ生成業務

### 2 業務の目的

上市町では、分かりやすく伝わる広報を実現するため、町公式SNSからの情報発信の強化を推進しており、A I を活用して生成した画像を添付し、ひと目で概要が理解できる情報を発信することで、町民等の町政への興味関心や理解を高める。

### 3 業務内容

#### (1) A I 活用画像コンテンツ生成

ア 若年層を中心とした幅広い年代をターゲットにホームページやSNS等でわかりやすく情報発信を行うため、A I を搭載したシステムを利用して、各事業の内容を要約した、正確かつデザイン性の高い画像コンテンツを年間70枚以上生成すること。

イ 画像コンテンツの初稿は1案提示し、納期限は原則作成依頼日の翌営業日までとする。

ウ 納品した画像コンテンツに修正やデザインに関する要望があった場合は、速やかに対応すること。なお、この修正で生成した画像コンテンツは、上記アの枚数にカウントしない。

エ 画像コンテンツを納品する際には、ウェブアクセシビリティ規格「JIS X8341-3:2016」の達成基準レベルAAに規定した要件を満たすことを受託者側で事前に確認しておくこと。

オ 画像コンテンツ生成において著作権の侵害をせず、著作権の安全を担保すること。

キ 複数の職員が並行で作業を行うことが想定されるため、ログイン機能を有するWeb上で、画像コンテンツの生成・修正指示を行うことができるなど、職員に負担のかからないスムーズな運用体制を担保すること。また、職員や課ごとにこれまで画像コンテンツを何枚制作したか利用数を管理すること。

#### (2) 研修の実施

職員がサービスを円滑かつ効果的に利用できるよう職員向け研修を実施する。

#### (3) 報告書作成

事業の効果測定（生成画像コンテンツを利用したウェブページやSNSの運用状況等）を行い、毎月報告書を速やかに提出する。

### 4 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

なお、サービス使用を7月中旬から開始することを想定しているため、職員の準備期間を考慮のうえシステムを導入すること。

## 5 業務遂行上の留意事項

### (1) 実施体制

- ア 受託者は本事業を推進し全体の責任をとる実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- イ 実施責任者は、上市町（以下「本町」という。）の担当者と十分な意志疎通が図れる者とし、契約期間を通じて、緊密な連携と調整を図ること。

### (2) 機密保持等

- ア 本町及び受託者は、上市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年上市町条例第26号）及び上市町情報セキュリティポリシーに十分留意しなければならない。
- イ 受託者は、この業務の遂行の過程で知り得た秘密を、本町が公表するまで他に漏らしてはならない。
- ウ 万が一、個人情報の漏洩に伴い本町に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
- エ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

### (3) 著作権等

- ア 本業務により作成された成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、本町に帰属するものとする。
- イ 本町は、受託者の著作者人格権の同一性保持権に抵触しない範囲内で、成果物の変更を行うことができるものとする。
- ウ 定めのない事項については、双方誠意をもって協議し解決にあたる。
- エ 本町は、本著作物を利用するに当たって、著作者の表示をすることを要しない。

### (4) 契約後の変更

- ア 契約後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。
- イ 当仕様書に記載されていない事項または疑義が生じた場合は、本町と受託者の協議により決定するものとする。